

諮問番号：令和7年度(2025年度)諮問第2号

答申番号：令和7年度(2025年度)答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和5年（2023年）7月18日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

最初に精神障害者保健福祉手帳を取得したとき（令和2年（2020年）5月20日）も、1年6月経過してからも、処分庁から、障害年金を申請しなければならないことや請求手続をしてほしいと言われたことはない。障害年金の申請については、令和2年（2020年）11月5日に長女が行っており、処分庁には、年金申請のことは長女に連絡をしてほしいと話していた。結果がわかったら教えてほしいと連絡があったか、不支給だったことを伝えただろうかも2年以上前のため記憶がない。

令和4年（2022年）6月から分からない加算金（障害者加算）が増えていたので、長女が処分庁に連絡したところ、精神障害者保健福祉手帳2級を取得して1年6月経過していることで対象となった旨の説明を受けた。そのときにも長女に障害年金の申請後のことについては一切確認されていない。

令和4年（2022年）5月31日付けで精神障害者保健福祉手帳が更新され、再度精神2級となったことで、障害者加算の対象になったと判断され

たと受け取っている。令和5年（2023年）5月25日付けでの生活保護変更決定処分は不当であり、本件処分のうち、障害者加算の認定の削除に関する部分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 審査請求人は、令和4年（2022年）6月1日付けで精神障害者保健福祉手帳を更新された時点で、「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日付け社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。）3及び「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「加算判定通知」という。）1（1）の「初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している」ものに該当しているが、令和2年（2020年）12月28日に、障害年金1級又は2級の対象となる障害に該当しないことを理由とした障害年金不支給決定を受けた後は、加算認定通知1の「関連年金等の受給に必要な手続」を行っておらず、加算認定通知3の「関連年金等の受給手続中である」こと及び加算判定通知1（1）の「年金の裁定を申請中である場合」に該当していないことから、障害者加算の認定の要件を満たしていなかったといえる。

本件処分は、本来認定すべきでなかった障害者加算を削除した点において、違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人は、反論書において、障害年金裁定の手続について処分庁から何ら説明を受けていないと主張している。

一方、処分庁は、令和2年（2020年）8月31日に審査請求人から

障害年金の受給手続を進めているとの話を受け、請求完了時や判定結果判明時には連絡するよう説明したと主張しているが、本件処分により削除された令和4年（2022年）6月1日からの障害者加算の認定に当たり、処分庁が加算認定通知や加算判定通知の内容に関し審査請求人に確認や説明を行ったこととはうかがわれないため、処分庁が審査請求人に十分な説明を行ったとは認められない。

しかし、障害者加算の要件を満たしていない者に障害者加算の認定を行うべきではないことから、処分庁による確認や説明が不足していたことをもって、直ちに本件処分が違法又は不当となるものではない。

第4 調査審議の経過

令和7年（2025年）10月 6日 審査庁から諮問
10月21日 第1回審議
11月18日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1－第2章－2－（2）では、障害者加算の認定を行う者について、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別

表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級から3級まで又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者について行うこととされている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-（2）-エ-（ア）では、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされ、同（イ）では、同（ア）の手帳等を所持していない者については、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。また、この「障害の程度が確認できる書類」として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-問65では、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、当該手帳を障害の程度が確認できる書類として取り扱って差し支えないとされている。

加算認定通知1では、障害者加算における障害者の認定について、「必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」とされ、加算認定通知3では、障害者加算の適否を認定する必要があると認められる者のうち、ただし書において、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書を確認することにより行うものとする。」とされ、また加算認定通知4では、「3に

より障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。」とされている。

加算判定通知1「障害基礎年金の受給権を有する場合」に(1)では、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされ、(2)では「年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。」とされている。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-17では、加算の届出について、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めべきであろう。」とされている。

(2) 本件処分について

ア 障害者加算の認定及び本件処分の適否について

審査請求人は、令和2年(2020年)5月20日に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、当該手帳を発行する際の診断書における初めて医師の診療を受けた日は、令和元年(2019年)11月1日で

あるため、精神障害者保健福祉手帳を更新した令和4年（2022年）6月1日時点において、加算認定通知3及び加算判定通知1（1）の「初診日から1年6月を経過している」ものに該当していることが認められる。処分庁は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の記載から、障害者加算の要件を満たしているものと判断し、令和4年（2022年）6月1日から障害者加算の認定を行った。しかし、令和5年（2023年）5月18日に、審査請求人が障害年金の裁定請求を行っていたものの、令和2年（2020年）12月28日付けで障害年金不支給決定を受けていたことが判明し、障害者加算の要件を満たしていなかったことから、本件処分において障害者加算の認定を削除した。

加算判定通知1（1）では、精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定は、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、原則として国民年金証書による障害の程度の判定により行うこととされているが、審査請求人は、障害基礎年金を受給していなかったことから、国民年金証書による障害者加算を行うことができる場合には該当しない。また、審査請求人が障害者加算の要件を満たすためには、初診日から1年6月を経過後に、障害年金の裁定申請中である必要があったが、精神障害者保健福祉手帳を更新した後は、加算認定通知1の「関連年金等の受給に必要な手続」を行っておらず、加算認定通知3の「関連年金等の受給手続中である」こと及び加算判定通知1（1）の「年金の裁定を申請中である場合」に該当しない。よって、処分庁が障害者加算の認定を行った時点において、審査請求人は障害者加算の要件を満たしていなかった。

したがって、本件処分は、本来認定すべきでなかった障害者加算を削除した点において、違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、反論書において、障害年金の裁定手続について、処分庁から何ら説明を受けていないと主張している。一方、処分庁は、弁明書等において、令和2年（2020年）8月31日、審査請求人から障害年金の受給手続を進めているとの話を受け、請求完了時や判定結果判明時には連絡するよう伝え、障害年金非該当の場合は、障害者加算の認

定ができないことを説明したと主張している。

障害者加算の認定に当たっては、精神障害者保健福祉手帳の更新を受けた段階で、処分庁は、障害年金の裁定状況の確認や加算認定通知 1 に基づく関連年金等の受給に必要な手続の指示を行うべきであった。また、問答集の問 7-17 では、加算を含む最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものであるが、実施機関の側においても、積極的に確認の努力をすべきとされている。当審査会に提出された事件記録からは、障害者加算の認定時に、そのような確認や指示をした事実があったとは認められず、本件処分は、精神障害者保健福祉手帳のみの確認をもって障害者加算を認定した結果生じたものであると考えられ、仮に、処分庁が、年金の裁定請求の指示をしていれば、障害者加算の要件を満たしていたと思われる。しかし、審査請求人が、障害年金の裁定請求をしていなかったことに争いはなく、処分庁が必要な指示をしていなかったことをもって、障害者加算の要件である障害年金の裁定請求をした者として取り扱うことはできない。したがって、障害者加算の認定を行うべきではないことから、本件処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上により、本件処分のうち、障害者加算の認定の削除に関する部分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第 1 部会

委員 宮 田 房 之

委員 井 寺 美 穂

委員 真 田 由 紀 子